

亀山市都市計画審議会 傍聴に係る遵守事項

1. 傍聴希望者は、受付簿に住所、氏名をご記入下さい。
2. 受付時間は、開始 30 分前から 10 分前までです。
3. 定員は 10 名で、傍聴希望者多数の場合は、抽選となります。
4. 傍聴者は決められた席で、静粛に傍聴して下さい。次に掲げる事項を守らない場合は、退場を命ぜられる場合があります。
 - (1) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
 - (2) 広告物、旗、幟、垂れ幕類、カメラ、ビデオ及び録音機類を携帯しないこと。
 - (3) 傍聴席にあっては静粛にし、会議における言論に対し、公然と可否を表明したり、発言、拍手その他騒ぎ立てる行為をしたりしないこと。
 - (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。